

# 一連の偽造預金証書事件について（前）

## ―金融不祥事発生メカニズムを探る―

橋 本 光 憲

はじめに

- 一 金融不祥事に対する反省と対応
- 二 富士・旧埼玉・東海架金預金事件
- 三 富士銀行の事例
- 四 東海銀行の事例
- 五 旧埼玉銀行の事例

はじめに

平成二年から三年にかけて発生した金融・証券不祥事については、各方面で議論が繰り返されている。

金融・証券不祥事とは、

広義においては、金融・証券業の行為に関し社会的に非難されるような事件をいい、狭義においては、昭和六〇

年以後、ことに平成二年ないし三年に発生した事件を指すのである。すなわち狭義の金融不祥事というのは、住友銀行関係者その他有力銀行関係者が系列のノンバンク等を利用して投機的な土地買収に巨額な資金を融通して一般市民を困惑せしめた地価の大暴騰の原因となったこと、および富士銀行、東海銀行、協和埼玉銀行（現あさひ銀行）の関係者が偽造の定期預金証書や質権設定承諾書を担保として、ノンバンク等より巨額の資金の融通を受けたことである<sup>1)</sup>、とされている。

論者は、これに日本興業銀行・東洋信用金庫・料亭経営者尾上縫（おのえぬい）のワリコー担保融資に端を発する同種事件を加えるのが適当と考える。なお、証券不

祥事については、本稿の趣旨から外れるので対象外とした。

金融不祥事をめぐる論議で問題なのは、不祥事発生の具体的なメカニズムとなっている、架空名義定期預金証書の作成を許す内部事務処理の弱点や、役員者による偽造質権設定承諾書の発行を看過するシステム上のリスクについての視点が欠けていることではなからうか。

本稿では、実務的な視点から前記の諸点に絞って、具体的問題点を追求する。この種の問題の検討は、資料の制約から私的な推測が中心になりがちであるが、本稿では極力公刊資料を活用して、事実を積み上げて結論を求めるよう努力してみたい。

1. 田中誠二「金融・証券不祥事の法的改善策の研究」『金融・商事判例』第九〇七号、経済法令研究会、一九九三年一月増刊号、六ページ。

### 一 金融不祥事に対する反省と対応

個別の問題に入る前に、全体の方向を探る意味で（内容の適否は別に論ずるとして）、関係方面でなされた反省と対応を概観しておこう。まず、全国銀行協会連合会（全銀協）が平成四年十一月にまとめた金融不祥事についての全銀協対策の概要を次に見てみよう。

#### （一）全銀協対策の概要

昨年（平成三年）夏に証券不祥事が、続いて一部銀行の職員の私文書偽造に端を発する不祥事が連続して表面化したこと等から、金融機関の業務運営について厳しい社会的批判が生じた。全銀協では、これら強い批判を受けたことを厳粛に受け止め、具体的には①営業姿勢、②審査体制、③事務管理体制、④検査体制、⑤人事管理・教育研修制度、⑥広報活動の拡充等、⑦暴力団介入排除の七項目について検討を行った。

この結果、一月一九日の理事会において改善措置の最終的取りまとめを行ったが、その主要二点の内容は次のとおりである。

- 1) 営業姿勢については、①顧客がノンバンクならびに他の金融機関等から融資を受けてまで行わざるを得ないような協力預金を求める行為は厳に慎むこと、②社会性・公共性に鑑み良識ある営業活動を行うよう行員教育を含め再度徹底を図ることとした。

- 2) 審査体制については、他行預金担保融資は真に止むを得ない場合に限ることとするともに、金融機関の土地関連融資のあり方について検討してきた全銀協の不動産金融研究会の緊急提言をまとめた。その内容は、①融資の基本原則（公共性、安全性、収益性）を再確認し営業の第一線まで浸透させること、②投機的

な土地取引に係る融資の排除を図ること、③対象物件によって最も適切な方法で担保評価を行う等不動産担保評価の厳正化を図ること、④審査部門を営業部門から独立させるなど審査管理体制の強化に努めること、等である。

問題点はこれに尽きないだろうが、全銀協の対策の中で注目すべきキーワードは、「協力預金」と「他行預金担保融資」である。以下の具体的な事例の中で、なぜ協力預金というメカニズムが使われなければならないのか、またなぜ他行預金担保融資といった遠回りなことが必要なのかに、注意を向けて頂きたいのである。

併せて、事件発生後に大蔵省や日本銀行が各銀行あてに出した業務改善命令の類についてもここに挙げておく。

まず、大蔵省が九一年七月、富士と協和埼玉に業務改善を指導、再発防止計画を求めた内容を次に示す。

## （二）大蔵省の業務改善指導

大蔵省は、巨額の架空預金取引をした富士銀行と協和埼玉銀行に対し、内部管理の徹底を求める業務改善指導に乗り出した。銀行局長名で両行頭取に文書で指示したもので、①支店行員の行動が十分チェックできるよう改善する②経営方針自体に問題がなかったかなど内部管理

体制を総点検する③一カ月以内に再発防止の改善計画を提出する——などを盛り込んだ。改善が達成できているかどうかを検査などで厳しくチェックする方針。日銀も両行に対し業務改善計画を求める考え。

金融機関への業務改善指導は銀行法に基づいた大蔵省の行政命令で、各金融機関に体質の改善を迫るものであり、通常は金融検査時に実施する。都市銀行に業務改善指導をするのはイトマン問題で不明朗な取引をした住友銀行への指導以来、約六カ月ぶり。金融検査とは切り離して改善指導するのは初めて。

富士、協和埼玉両行に業務改善を指示したのは、支店行員が支店長印を無断で利用し決裁書を作成するなど内部管理が緩んでいたため。こうした決裁にだれも気が付かなかったところにも不備があったとみている。同省はこうした状況が続く限り不祥事が再発しかねないと判断、支店長印の管理徹底や決裁文書の二重チェックなどの改善を両行に求めた。

さらに、こうした事件が発生した背景に経営方針など経営上の問題点がなかったのか分析するよう求めた。

大蔵省は、両行に対し業務の総点検をいたうえて、一カ月以内に改善計画書を提出するよう指示した。計画書に基づいて改善されているかどうかを定期検査などを通してチェックする。

日銀も両行に対し業務改善計画の提出を求める方針だ。計画の進ちょく状況を定期的に報告させる方針。内部管理体制、行員のチェック体制の強化・見直しに絞った指導をする。<sup>2</sup>

ここで出てくる新たなキーワードは、「支店長印の管理徹底」（無断盗用防止）と「決裁文書の二重チェック」の二つである。

この記事には載っていないが、偽造定期証書事件に係る残りの一行、東海銀行についても大蔵省から富士、協和埼玉と同様の指導があり、遅れて八月二十八日改善計画を提出している。なお、日本興業銀行の場合は、ワリコー担保の融資で性格が異なるため、別扱いになったものと推測される。

前述の業務改善指導に対して、富士、協和埼玉が大蔵省に提出した体質改善計画を、次の記事によって見てみよう。

### (三) 富士・協和埼玉・東海の体質改善計画

預金証書の偽造など一連のスキャンダルが発覚した金融機関のうち富士銀行と協和埼玉銀行は（平成三年）八月二六日、不祥事の再発防止を目的とした行内の体質改善計画を大蔵省に提出した。

富士の改善計画では、審査部門の強化などとともに、

行員に課す目標（いわゆるノルマ）や表彰制度、人事評価のあり方の見直しなどが盛り込まれている。一方、協和埼玉も内部管理体制の強化や営業成績重視の人事評価の改善などを行なうとしている。

富士は行内に設けた「体質改善委員会」での検討をまとめる形で改善計画を策定した。まず現在までの行内体質について、「収益至上主義の弊害」と営業部門への「牽制機能の後退」という二面で組織上欠陥があったとの反省点を示し、「営業部門と管理部門のバランスのとれた行内体制」構築が必要だとした。

その具体策として、本部機構に対しては、①組織の統合・簡素化や審査体制の確立を行なう、②目標・表彰制度を見直し適正な目標を掲げるようにする、③支店長に対する人事評価に際し、従来の営業成績第一主義を改めバランスのとれたものとする、④教育・研修のあり方を改善し人材育成の質的強化を図る、⑤人員を再分配し、営業店の充実と審査ラインの増強を図る、ことなどを決めている。営業店にも、店内組織の見直しや顧客との「バランスのとれたリレーションシップの構築」を呼びかけている。

さらに励行事項として基本ルールの遵守をあげ、その徹底を図るために「基本ルール総点検月間」を近く設ける。

不祥事の再発防止策としては、①異例取引の全店的点検の緊急実施、②事務管理手続の改正、③自店検査や本部検査の強化など検査制度の改善、④ローテーションの見直しなど人事管理の改善、を掲げた。

同行ではこれら改善計画をふまえて、行内での過剰な競争ムードを緩和し、ノルマに追われ行員がなりふり構わぬ営業活動に走らぬよう体質変革を進める。また、預金証書の請求・廃棄や支店長印の取扱いなど、銀行として当然細心の注意を払うべき事柄について管理の厳正化を図る。

また、協和埼玉の改善計画の内容は、①就業規則をはじめとする基本的事項の改善・強化を図る、②融資姿勢、与信管理、店内体制の指導を徹底する、③職員の評価にあたり、営業推進に偏重していた従来の姿勢を改め、バランスのとれた考課を行なう、④質権設定、預金証書作成、支店長印の取扱いなどについて管理を強化する、⑤検査部による牽制権限・能力を充実する、⑥事故再発防止のための委員会を設置する、など。<sup>3</sup>

ここでの新たなキーワードは、「預金証書の請求・廃棄」である。

東海銀行の改善計画については、次の別記事によって見てみよう。

東海銀行は「業務刷新委員会」(委員長・伊藤喜一郎

頭取)で検討してきた。①事務手続き②業務管理体制③検査制度④人事管理⑤営業店評価体系の五分野を見直し、強化する。

事務手続きの見直しでは、重要印章の管理・運営の厳正化、質権設定承諾書の重要用紙指定と同行フォームの制定による不正発行の防止、管理者のチェック機能強化に資するアウトプット資料の充実が盛り込まれている。

業務管理体制では、事務統括部を新設し事務指導役を配置、支店には事務統括次長を置く。また、職務権限の明確化、役席者・行員相互の牽制体制を強化するとともに、新しく営業店計数で突出した動きがリアルタイムで管理できる「営業店管理・状況把握システム」を構築、不祥事の再発防止を図る。

検査制度も、検査項目の見直し、書面・店内検査、動態検査を充実。併せて臨店指導の強化・充実が柱立てに。

人事管理面の見直しは、管理者の管理資質の向上、行員の実務・事務手続きなどの習熟、マナー・行動規範の徹底など階層別の教育・研修で再徹底する考である。

営業店業績評価体系は、従来は収益、取引基盤への貢献が主体であったのに加え、事務管理のウエイトを高め、バランスを明確化する。さらに事務の評価も効率化・合理化だけでなく、事務品質の評価を明確にし配点を

高める。<sup>\*4</sup>

ここでの新たなキーワードは、「アウトプット資料の充実」であろう。

大蔵省は監督官庁として金融機関に対して検査権限を持っている。一方、日本銀行は取引金融機関に対する審査機能を持っている。日本銀行は一連の金融不祥事に対してどのような指導をしたろうか。これも次の記事によって検証してみる。

(四) 日本銀行の指導内容  
預金担保融資を見直し

日銀は都市銀行など全金融機関に対して、預金を担保にした融資の見直しを指示した。架空預金証書を担保にした不正融資などの事件を招く背景になっているほか、融資と預金の両建てによる資産・負債の水膨れで経営の健全性を害す恐れがあるためだ。特に他行の預金を担保にした融資は審査が及びにくいほか、他行の信用力によって融資が回収できなくなる危険(リスク)があるため、自粛するよう指導、これを受けて富士銀行は体質改善計画の柱として他行預金担保融資の禁止を盛り込んだ。銀行が預金担保融資を抑制し、担保設定承諾にも慎重になれば、ノンバンクは担保を確保しにくくなり、ノ

ンバンクの融資業務にも影響が出そうだ。<sup>\*5</sup>

日銀、全金融機関に指示

他行預金分は自粛求める

預金担保融資(預担融資)は企業や個人が持っている預金を担保に、その範囲で資金を貸し出す方法。同一金融機関での利用であれば、通常貸出金利が短期プライムレート(最優遇貸出金利)より低いため、一部の企業などが活用しており、一行で数百億円の取扱残高がある上位都市銀行もある。

このうち日銀が特に問題があると見て是正を求めているのは、他行の預金を担保にして融資するケース。一連の不正事件で明らかになったように、担保として取っているはずの預金が存在しなかったり、担保権の実行に預金受け入れ銀行がこたえられず、回収不能になりかねないなど、信用リスクを抱える問題がある。

融資の際の審査も、預金の担保力を過信するなど、チェックがずさんになる場合があり、不健全な取引につながる恐れがある。日銀は「預金の預入銀行から借りず、あえてほかの銀行から借りる必要性は乏しい」(幹部)と見ており、今後他行の預金を担保にした融資の圧縮、全廃を求めていく。

同一金融機関内の預担融資は担保力に問題がないうえ、総合口座の定期預金を担保にした個人の借り入れ

や、預金期日直前の借り入れなど需要もある。ただ、行き過ぎれば、両建て資産の拡大により、銀行の経営リスクが大きくなり、健全性を損なう可能性もある。このため、自行内での預担融資も見直し、行き過ぎを是正するよう指導する見通し。

日銀は一部の銀行にはすでにこうした指導を進めているが、長期信用銀行の利付金融債、割引金融債などにも同様の問題があるため、是正を求めていく。

他行の預金を担保にした融資は不動産担保融資などと並び、ノンバンクが最近、盛んに利用している融資手法であるため、今回の指導により、ノンバンク融資にも影響が見込まれる。銀行が自ら他行預担融資を自粛するほか、ノンバンクからの預金への質権設定承諾要請に慎重になると、ノンバンクの担保確保の障害となる可能性がある。<sup>5)</sup>

ここでは新たなキーワードは出てこないが、金融不祥事発生のメカニズムに関連して、日銀が「預金の預入銀行から借りず、あえてほかの銀行から借りる必要性は乏しい」と指摘していること、「長期信用銀行の利付金融債、割引金融債などにも（預担融資の行き過ぎと）同様の問題がある」、「他行の預金を担保にした融資は不動産担保融資などと並び、ノンバンクが最近、盛んに利用している融資手法である」と言及していることが、特に

注意を引く。

さらに一般論として述べたい諸点もあるが、まずは個別のケースから以下見てゆくこととしよう。

- (一) 高田輝男「改正法と各業態の対応―銀行」『金融・商事判例』第九〇七号、経済法令研究会、一九九三年一月増刊号、一二五、一二六ページ。
- (二) 日本経済新聞、一九九一・七・二七。
- (三) 『金融財政事情』金融財政事情研究会、八ページ、一九九一・九・二。
- (四) 『ニッキン』日本金融通信社、一九九一・八・九。
- (五) 日本経済新聞、一九九一・八・二七。

## 二 富士・旧埼玉・東海架金預金事件

今回の金融不祥事の特徴について、大蔵当局の担当者が次のような「まとめ」をしている。

今回の不祥事をひもといてみますと、何が原因かといえば、大きく分けて五つあります。一つは金額があまりにも巨大である、二つは金融自由化という名目のもとに収益至上主義に走り過ぎた、三つはそういうものに目を奪われ銀行員としてのモラルが低下してきているのでは

ないが、四つはノンバンクを利用した協力預金集めを含め、ノンバンクを利用した新たな業務範囲に手を広げた、五つは自由化の名のもとに事務の合理化、簡素化、また削減が行われてきた、というような問題があるのではないかと思えます。<sup>1</sup>

加えて言えば、巨額の金額であることと共に、支店長・課長などの責任の立場にあるものが仕組んだ犯罪であるということであろう。

企業は一般にマイナス・イメージのディスクロージャーを避ける。バランス・シート上でも不良債権の実額や債却の内訳を知るのは困難である。裁判で公表された結果で知るには、時間がかかり過ぎる。事故の金額がどの位大きいかについても、当局発表に頼らざるを得ないという調査上の弱点がある。ともあれ、以下の説明を見て頂こう。

不祥事発生の要因について具体的にいくつかの問題点を上げてみますと、金額的にあまりにも巨額であるといいましたが、証券の損失補填が一、二八三億円に対して、銀行の場合、富士銀行が二、六一四億円、協和銀行（埼玉銀行の誤りか）八〇億円、東海銀行六三〇億円、東洋信用金庫三、四二〇億円、これを全部合わせますと、六、七四四億円という膨大な金額となります。もちろん、これは全額損失となる話ではないとは思いますが

が、証券の損失補填の五倍ということになります。金額が小さいということで一般国民から見ても余り目立たないようなことがあります。このような巨大な金額となりますと、証券不祥事のように不公正、不平等の議論でなく、金融機関のどこかがゆるんでいたのではないかと批判されることになります。一般国民からみて自分たちはこんな金額は持てない、そういう金額をもて遊んでいる銀行員の行為というものに対し、これまでの信頼関係が大きく変化してくるという問題です。<sup>2</sup>

富士・旧埼玉（↓協和埼玉↓現あさひ）、東海三行の架空定期預金事件が一緒に論じられてきたのは、各行の幹部職員による不正融資が相前後して明らかになったこと、架空預金などを担保にノンバンク（注）から融資を引き出す手法が共通していたこと、富士・東海の場合、犯人グループが一部双方に関係していたことに加え、当局の調査・指導が共通して行われたことによるものである。

（注）ノンバンカーノンバンク・バンク non-bank bank

米国で、「銀行とは要求払預金業務および商業貸付業務を行う機関」との銀行持株会社法上の定義を逆用して、そのいずれか一方の業務を放棄することにより、各種規制の適用を回避しつつ実質的に銀行業務を営むことをねらって



設立された金融機関。預金業務を放棄するコマースナル・バンク方式と、貸付業務を放棄するコンシューマー・バンク方式の二種類があるが、実際には後者の例が多い。ノンバンク・バンクの発生は米国の金融業務の自由化を促進させた。日本でノンバンクという場合は、預金を受け入れず、与信業務を営む企業を指し、リース会社、信販会社、消費者向け貸金業者、事業者向け貸金業者、クレジット・カード会社、住宅金融専門会社等が該当する。

『金融用語辞典』東洋経済新報社

ここでは、各行別の実態点検は後にして、三行に共通する問題点を追求することとする。事件発生直後の九年八月、事件の要点をうまうまとめた記事<sup>3</sup>があるので、まずそれを紹介する。

幹部行員の不正融資、都銀で相次いで発覚

―管理機能不備突く、成績偏重でモラル低下伏線

富士銀行、旧埼玉銀行（現協和埼玉銀行）、東海銀行の都市銀行三行で、幹部行員による不正融資が相次いで明らかになった。いずれも架空預金などを担保にノンバンクから融資を引き出す手法で、預金手続きなど、銀行のチェック機能の不備を突かれた格好だ。バブル経済の下で横行した「銀行の変質」を象徴する事件でもある。

今回発覚した幹部行員による不正融資の手法は、取引先企業と共謀したうえで①架空の預金証書や偽造の質権設定承諾書を作成する②この書類を担保にノンバンクからの融資を引き出す③場合によっては偽装工作としていったん預金として積んだのち引き下ろし、取引先に資金を渡す―というもの。手法は富士、旧埼玉、東海の三行ともほぼ共通していた。

いずれのケースも預金の決裁権限や管理権限を持つ幹部行員による不正取引。内部検査によるチェックがきかず、ノンバンクの照会があるまでまてまてわからなかったことに、各行とも一様に衝撃を受けている。それは「膨大な業務をさばくために、行員性善説」に立ち、任さざるをえない」（都銀首脳）ことからくる業務の管理・チェック体制の限界を改めて見せつけられたからだ。

とはいえ、大蔵省・日銀は都銀の支店の業務手続きのチェック機能の不備を指摘、改善を強く求めている。特に富士銀行の場合、最初の不正取引があった八七年九月から三年半以上も実態をつかんでいなかった点を問題視している。

富士銀では書き損じのあった預金証書の処分が事実上、支店の渉外課長や営業課長に任されており、即日破棄処分にする原則が裏目に出て、支店外へ持ち出される

のを許す結果となった。

今回の不正の伏線として銀行員のモラルの低下を挙げ  
る声も多い。「一部の不心得者による行為」（山本恵朗  
富士銀副頭取）であるのは確かだが、少しでも有利な融  
資先であれば案件の内容には目をつぶるといふ、成績偏  
重主義がまんえんし、ノルマに追われる結果、行員の意  
識がマヒしていったことは否定できない。

さらに、不正取引に特定のグループが関与している恐  
れがあり、問題の根を深くしている。富士、東海両都銀  
のケースで、都内の運送会社が融資を受けているなど、  
一部企業が重なっている。また融資したノンバンクも都  
内に本社のある大手数社が確認されている。

告訴を受けた東京地検や警視庁では、「背後にある組  
織が計画的に不正融資を引き出した可能性がある」と見  
ており、捜査当局のメスが入らなければ根絶できない  
“病根”である可能性もある。

三行による不正融資取引の総額は三千二百億円を上回  
る見込み<sup>(注)</sup>だが、各銀行がノンバンクから融資を肩代わ  
りした場合、担保を十分に確保できず、不良債権が膨ら  
みかねない。全国銀行協会連合会は一日に急きょ臨時の  
持ち回り理事会を開き、再発防止のための業務の見直し  
に関する申し合わせをまとめ加盟銀行に通知した。

週末には橋本蔵相の私設秘書が事件に関与していたこ

とが発覚するなど、問題はさらに広がる様相をみせてい  
る。  
経済部 佐藤記者

（注）二三三ページの大蔵省担当者の話では、最終数字は三、三二四億円。  
前記の記事で注目すべきは、富士銀行の場合、当初の  
不正取引があったのは、判明前三年半以上前であるとい  
う事実であろう。

さらに、別の記事<sup>(注)</sup>で、東海銀行の事例を中心に、犯  
行の具体的手口やノンバンクとの対応が示されているの  
で、掲げておく。

#### 都銀、支店管理に甘さ―三行の架空預金

都市銀行の幹部行員による不正融資取引が、富士銀  
行、旧埼玉銀行（現協和埼玉銀行）に続き、東海銀行で  
も行われていたことが（平成三年七月）二十七日、明ら  
かになった。いずれも「架空預金」をもとに質権設定承  
諾書などを偽造し、ノンバンクから融資を引き出す方法  
で、融資を受けた企業や、関与したノンバンクは一部重  
なっており、同一グループによる計画的な不正取引の可  
能性も出てきた。東海銀が融資を肩代わりした場合、担  
保を十分に確保できず、不良債権となる恐れがある。大  
蔵省・日銀は都銀支店の預金業務の管理の甘さや、手続  
きの盲点を突かれた点などを重視、都銀に改善を急ぐよ  
う指導する。

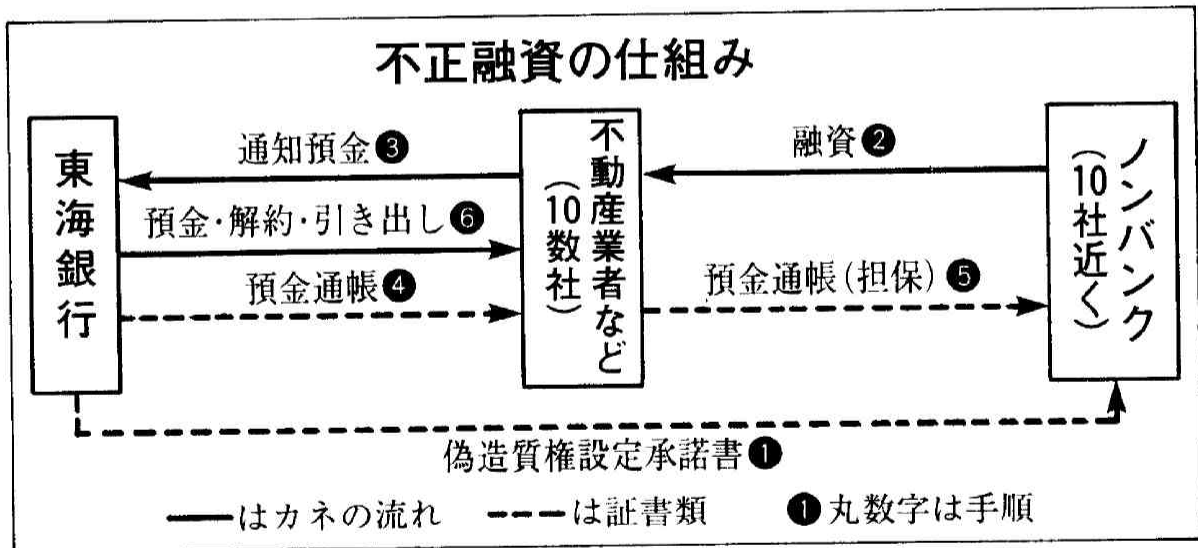
預金手続に盲点、同一グループ関与か

東海銀行で不正取引をしていたのは、都内の秋葉原支店の幹部行員であるA支店長代理。預金を担保とする質権設定承諾書を偽造し、これを元に企業がノンバンクから融資を引き出し、いったん東海銀行の口座に預金したのち一週間ほどしてから解約する手法で富士、旧埼玉銀の元行員とほぼ同じ手口のようなのだ。

東海銀では二十五日にノンバンクの照会を受け、不正の事実気づき、詳しい事実関係を調べているが、過去一年間だけで「架空預金」を担保にノンバンクの融資を受けた企業は十数社で、関与したノンバンクは十社近くにのぼっている。二十七日時点で不正融資は六百十億円程度が確認された。

今回の三行による不正融資取引の総額は三千億円を上回ると見られるが、金融筋によると融資を受けた企業のうち都内の中堅運送会社が富士銀と東海銀ルートの双方で登場しているなど一部企業が重なっている。また融資したノンバンクも都内に本社のある大手数社が確認されており、同筋では同一グループが特定の「舞台」を使っている。計画的に不正融資を引き出した可能性があるとみている。

先に不正が発覚し、ノンバンクの融資を肩代わりした富士銀は、融資先企業に対する不動産などの担保の確保



を急いでおり、一部企業が重なっている東海銀の場合、ノンバンクから融資を引き取ると、十分な担保が取れなくなる恐れが指摘されている。東海銀は現時点では損失額が未定としているが、今後ノンバンクから質権を実行されたりすると、損失額が膨らむ恐れがある。

今回の不正取引で特に大蔵省・日銀が問題視しているのは都銀の預金業務の管理・チェック体制の不備。富士銀の場

合、質権設定承諾書の偽造とともに、「架空預金」のために、発行の取り消された預金証書が持ち出されるといふ二重の不正があった。同行では書き損じのあった預金証書の処分や管理が事実上、支店の渉外課長や営業課長に任されており、チェックが及ばなかった。他の都銀では誤記入証書に穴を開けて六カ月程度保存、後日枚数をチェックできる体制をとっているところもある。しかし、富士銀は誤記入の証書をその日に破棄するのを原則にしており、今回のように支店外へ持ち出されても、後から十分な検査ができなかった。

また三行とも質権設定承諾書を作る手続きのダブルチェック体制が不十分だった。旧埼玉銀と東海銀のケースでは通帳なしで通知預金の引き出しを認めるなど、預金手続きの甘さが行員の不正を許す下地になった。このため大蔵省・日銀は支店の業務手続きのチェック機能の強化などを急ぐよう各都銀に求める構えだ。

#### 関与行員告訴の構え

―東海銀首脳、架空預金約六一〇億円

東海銀行首脳は二十七日、同行の架空預金を担保にした不正融資事件について、「調査を進めて被害が明らかになれば、事件に関与した行員を告訴することになる」との考えを示した。また、架空預金について「きょうの

報告では六百十億円程度で、すべて通知預金だったと聞いている」と説明、架空預金を担保に融資したノンバンクの中にはリース最大手、オリックスの名が含まれていることも明らかにした。

今回の事件について同首脳は「常識では考えられないことだ。何物かから脅されていたのかもしれない」と述べるとともに、「事務の効率化、権限の委譲などを進めていく過程で、どこかにスキが生じてきたからかもしれない。管理体制を見直さなければならぬ」と強調した。

同行は「行員の不正で迷惑をかけたのは事実。融資は放置できない」としており、ノンバンク側の要求があれば、企業への融資の肩代わりも検討して行く考えを示した。また不正融資に関与した支店長代理は、脅かされたことを動機のひとつにあげており、事件の背後に暴力団関係者がいる可能性も否定できない。

一方、オリックスの梶原健司社長室長は二十七日夜、「富士銀行の架空預金を担保にした融資事件が発覚した二十五日以来、取引銀行の責任者に問い合わせているが、当社、グループ企業も含めて、融資の担保にした預金証書はすべて適格で、質権設定承諾書も正当、どの返事をもらっている。言われているような架空預金を担保にして融資をした事実はない、と確信している」と語った。

〔3行の処分内容〕

|                          | 富士銀   | 東海銀  | 協和埼玉銀   |
|--------------------------|---|--|---|
| 役員<br>の<br>処分            | 端田泰三代表取締役会長→相談役 (10/3付)<br>篠塚淳一取締役本店審議役 (元赤坂支店長) → 辞任<br>頭取=月額50%を6ヵ月<br>副頭取=月額30%を6ヵ月<br>専務=月額25%を6ヵ月<br>常務=月額20%を6ヵ月<br>取締役=月額10%を3ヵ月 | 新井永吉代表取締役副会長 (東京地区の最高責任者)<br>→特別顧問 (10/31付)<br>会長=月額30%を6ヵ月<br>頭取=月額30%を6ヵ月<br>副頭取=月額30%を6ヵ月<br>石原専務=月額20%を6ヵ月 | 根岸英治常務 (元事務関連部署担当) → 辞任 (10/3付)<br>門田三郎取締役 (元東京営業部長) → 辞任 (10/3付)<br>会長=月額5%を1ヵ月<br>副会長=月額20%を3ヵ月<br>頭取=月額30%を3ヵ月<br>副頭取 (4人)=月額30%3ヵ月一同5%1ヵ月<br>専務 (7人)=月額15%3ヵ月一同5%1ヵ月<br>担当役員 (3人)=月額15%3ヵ月一同10%1ヵ月<br>七人が減給など |
|                          | 赤坂、日比谷、神田駅東の元支店長ら28人を論旨解職、停職、減給、注意  | 秋葉原の前支店長、同次長は8/5付けで本部詰め  |   |
| 捕者<br>または<br>連<br>告<br>者 | 中村稔・元赤坂支店渉外課長<br>佐藤日出男・同営業課長代理<br>⇒逮捕済み。菅野一明・元日比谷支店次長兼渉外課長  | 森本享 元秋葉原支店支店長代理  | 外山和生・元東京営業部次長、取引先2社の代表  |
| 報酬<br>カット<br>率           |   |  |   |
| 行<br>員<br>の<br>処<br>分    |   |  |   |

これら一連の記事の中で注意を引くのは、判明後日が浅く数字的に不正確な面はあるが、不正取引者がノンバンクから引き出した資金が、一旦都銀に通知預金として預けられ、暫くして流出するという過程である。ついでながら、不正融資事件に係る三行の行内処分の内容<sup>5)</sup>を、次に示しておく。

(一) 根本秀樹「金融不祥事と金融検査のあり方」『ニューファイナンス』一九九二年二月号、一四

ページ。

(二) 同前、一四、一五ページ。

(三) 日本経済新聞、一九九一・八・四 (経済部佐藤記者)。

(四) 日本経済新聞、一九九一・七・二八。

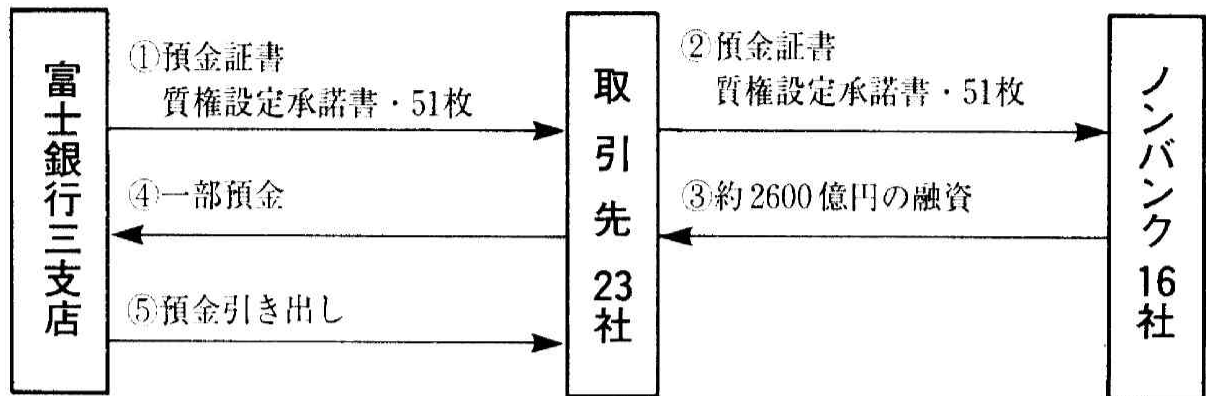
(五) 『ニッキン』日本金融通信社、一九九一・一〇・

一一。

三 富士銀行の事例

当時 (平成三年八月) の専門紙記事<sup>1)</sup>を基に事件の概要、問題点、対応案をまとめてみる。(以下、東海、旧埼玉についても同じ)

〔富士銀の事件概要〕



(一) 事件の概要  
赤坂、日比谷、神田駅東の三カ店が舞台。発行された預金証書は五十一枚、総額で約二千六百億円。これをもとに質権設定承諾書が作成され、不正に流通された。関係した取引先数は、不動産関係を中心に赤坂がセグルフ二十一社、日比谷と神田駅東が各一社。融資したノンバンクは十六社。

事件発生は赤坂が八七年九月、日比谷と神田駅東は八九年一月。事件が発覚したのは今年（平成三年）の四月、一部ノンバンクから「借入

金の肩替わり」「担保となっている預金の照会」の依頼があったことから。

同行では元行員三人（別表）を有印私文書偽造および同行使と特別背任の罪状で七月二十五日に九の内警察署に告訴した。告訴金額は二百七十一億円。総額約二千六百億円のうち告訴金額を除く分については取引先から新しく担保を徴収し、同行の正規の借り入れとして、ノンバンクから肩替わりした。

(二) 問題点  
二千六百億円いまどこに？  
行内の検査は三カ店とも実施している。神田駅東が九〇年四月、赤坂が九〇年十二月、日比谷が九一年一月。発見できなかったことについて「預金は一たんは入力されたのちに即座に取り消されており、支店の勘定にのっていないかった」としている。

通常、預金証書は重要帳票類として、嚴重チェックのもと在庫管理がなされている。同行の場合、一たん入力された預金を取り消さ

事件の被告訴人（銀行関係者だけ）

|           | 支店  | 肩書      | 懲戒解雇日    |
|-----------|-----|---------|----------|
| 富士銀       |     |         |          |
| 中村 稔(38)  | 赤坂  | 渉外課長    | 91年7月24日 |
| 佐藤日出夫(39) | 赤坂  | 営業課長代理  | 91年7月24日 |
| 菅野 一明(36) | 日比谷 | 次長兼渉外課長 | 91年7月24日 |

れた場合、それを証明する書類も出され、預金証書の枚数と照合し、支店長の確認後、その日のうちに破棄される。今回の事件では、この事務処理が形式的に行われた——と見る向きが多い。他の上位都銀では同様の事務処理をその日のうちに行わず、一ヵ月間保管、二重チェックののち処分する。

不正に作成された預金証書を担保に、二千六百億円にものぼる大金が融資されたが、その資金使途についても、明らかではない。ノンバンクに持ち込まれた時に銀行側に確認すれば事件は未然に防げたのではという意見もある。

最も疑問とされているのは、どうして行員がこのようなことをしたのか、また、これだけの多額の融資を同行が肩替わりした点。二千数百億円に対して、新しく担保を徴収したものの、本当に十分なのかどうか。

信用の失墜とともに同行へのツケは大きい。

### (三) 対応策

再発防止を目的に南敬介副頭取を委員長として「健全経営委員会」を設置した。メンバーは経営管理、営業推進、事務管理、人事管理の担当常務とその部長。また管理者の研修も見直す。事件を発表した七月二十五日の午後、東京と大阪で臨時支店長会議を開催、事件の内容と

今後の対応、部下の指導——などが徹底された。架空預金の端緒について、中村被告が某週刊誌で次のような告白をしている。

「(前略) そんな時に、丸晶のY専務が『証書を二重発行できないか』という趣旨のことを笑いながら言うわけ。僕としては一生懸命です。丸晶を何とかしなければならぬという思いからやってしまったんです」

証書の損失届けを出した後、預金証書を再発行。それを担保としてノンバンクに持ち込み、まず二十億円を丸晶興産に流す。これが最初の手口だった。以後、担保となる預金証書作成の手口は、通知預金通帳を作成したり、オンラインを通さずに記帳する。あるいは、コンピュータに架空の入金をして証書を作り、廃棄簿を作って取り消すなど、多岐にわたった。<sup>2</sup>

中村元課長は、九三年三月二五日、東京地裁で、次の記事の通り、懲役十二年の判決を受けた。

富士銀行赤坂支店を舞台にした不正融資事件で、詐欺、有印私文書偽造などの罪に問われた元同支店渉外課長、中村稔被告(三九)と融資先の不動産会社「丸晶興産」社長、赤城明被告(四八)ら四被告に対する判決公判が二十五日、東京地裁(原田国男裁判長)で開かれた。

原田裁判長は「不正融資は総額約六千二百億円に上

るなど空前の規模。銀行の信用を利用した計画的な犯行で社会的影響も大きい」などと述べ、中村被告に懲役十二年（求刑・懲役十四年）、赤城被告に同十年（同）の実刑判決を言い渡した。また、元同支店営業課長代理、佐藤日出男被告（四一）に懲役五年（同六年）、元丸晶興産専務、八島正人被告（四三）に同二年六月（同四年）を言い渡した。<sup>3</sup>

富士銀行赤坂支店のケースはよく知られているが、日比谷支店次長が行ったケースは案外知られていない。これは、次のような内容である。

富士銀元次長ら二人逮捕

―日比谷支店不正融資事件

富士銀行日比谷支店を舞台にした不正融資事件で、警視庁特捜本部は（平成三年十二月）三十日、質権設定承諾書を偽造しノンバンクから巨額の融資金をだまし取ったとして、同支店元次長、菅野一明容疑者（三七）〓千葉県市川市福栄三ノ二三〓と融資先の不動産会社「昭和総合企画」元社長、小林文博容疑者（三九）〓横浜市戸塚区名瀬町三一二六〓の二人を詐欺、有印私文書偽造・同行使の疑いで逮捕した。不正融資の延べ総額は百六十億円を超えており、小林容疑者は融資金を神奈川県内の地上げ資金などに使っていたとみられる。また菅野容疑者は同支店で「福助」株四十万株が紛失した事件でも、

小林容疑者にこの株券を横流ししたとして警視庁に告訴されており、特捜本部はこの株券紛失事件との関連についても調べる。<sup>4</sup>

十億円詐欺の疑い

―質権設定承諾書を偽造

調べによると、菅野容疑者は小林容疑者と共謀して、一九八九年十一月ごろ、日比谷支店発行の質権設定承諾書を偽造。これを東京都渋谷区内のノンバンクに提示して十億円の融資を引き出し、昭和総合企画名義の口座に振り込ませてだまし取った疑い。小林容疑者はこの不正融資金を千代田区六番町の地上げや前の不正融資の穴埋めに充てていた。

菅野容疑者はこのほかに昭和総合企画相手に八九年春ごろから今年四月ごろまでの間、十八回、延べ総額百六十億円以上の不正融資を行っていたとみられる。昭和総合企画は無理な地上げで、資金不足に陥っており、小林容疑者は融資金を会社の運用資金や横浜市などの不動産購入に流用していた。また菅野容疑者は不正融資の一部を使って、百万円単位で自分のフロント債や国債を購入していた疑いが強い。

不正融資は神奈川県横須賀市根岸町の一等地（一万五千平方尺）の地上げで、緊急に資金が必要になったこと



から始まったとみられる。菅野容疑者自身も成績を上げるため、積極的に不正に手を貸しており、同社関連の口座を百個前後も開設、資金をひんばんに移動させて、不正の発覚を隠していたという。

菅野容疑者は七三年に高校を卒業後、同行に入行。九〇年に日比谷支店次長兼渉外第一グループ課長になったが、事件が発覚した七月、懲戒解雇されている。富士銀行では赤坂支店の元渉外課長、中村稔容疑者（三八）らが延べ総額七千億円の不正融資を行っていたとして、すでに警視庁特捜本部に逮捕されているが、同本部は菅野容疑者と中村容疑者は顔見知り程度とみており、両支店の不正は直接結びつかないと判断している。

菅野被告についても、平成五年に入って以下の判決が出ている。

富士銀行日比谷支店を舞台にした不正融資事件で、詐欺罪などに問われた元同支店次長、菅野一明被告（三八）と不動産会社元社長、小林文博被告（四一）に対する控訴審判決公判が八日、東京高裁判事三部で開かれた。

早川義郎裁判長は「一審判決は銀行に対する信用を揺るがせた被告の責任を見過ぎし、量刑に誤りがある」とし、菅野被告に懲役二年六月、小林被告に同四年とした一審判決を破棄し、両被告にそれぞれ懲役五年を言い渡

した。

判決によると、菅野被告は平成元年十一月、小林被告に不正に融資するために日比谷支店名義の質権設定承諾書を偽造。これをノンバンクに提出して十億円を振り込ませてたまし取った。

一審は両被告の犯行を「仕事熱心のあまりの犯行」など認定したため「量刑が軽過ぎる」と検察側が控訴していた。<sup>45</sup>

ちなみに、平成五年十一月、日本銀行が富士銀行に対して行った考査の「所見要旨」のコピーが外部に流出したとして、一部報道で話題になった。日銀は考査資料の流出を否定しており、富士銀行は「何もコメントできない」としている。<sup>46</sup>

その「考査要旨」の中で、同行の架空預金事件について、「かつて例をみない金融犯罪」との評価を下している。それを別の資料によって示そう。

平成三年四月から六月の間に神田駅東、日比谷、赤坂、小舟町の四支店で相次いで発覚した架空預金、質権設定承諾書偽造による、ノンバンク利用の不正融資事件は、その不正規模（不正額累計は八二〇〇億円、発覚時の不正額は二六一四億円）の大きさにおいて、日本金融市場かつて例をみない金融犯罪である。<sup>47</sup>

なお、小舟町については、今までの資料には述べられていない。

- (一) 『ニッキン』 日本金融通信社、一九九一・八・二。
- (二) 『週刊文春』 文芸春秋社、一九九一・九・一二、三六ページ。
- (三) 日本経済新聞、一九九三・三・二六。
- (四) 日本経済新聞、一九九一・一二・一。
- (五) 日本経済新聞、一九九三・三・八(夕刊)。
- (六) 『ニッキン』 日本金融通信社、一九九三・一一・五。
- (七) 「日銀調査で叱責された富士銀行」 『エコノミスト』 毎日新聞社、一九九三・一・九、二三ページ。

#### 四、東海銀行の事例

##### (一) 事件の概要

事件は秋葉原支店の前支店長代理が九〇年秋から九一年六月にかけて預金証書を担保に入れるための質権設定承諾書を行内規定に反し偽造。七法人、一個人名義の合わせて十三件の承諾書を発行し、ノンバンクから総額六百三十億円の不正融資を引き出させた。いったん銀行に入金、その後そっくり預金を引き出すという手口。融資

を受けたのはそれまで取引の無かった先を含む運送業、スポーツ関連ほか。

同代理は七月二十七日朝に「迷惑をかけた」と秋葉原支店長に電話連絡、その後の所在は現在つかめておらず、七月二十八日付で懲戒解雇、有印私文書偽造で告訴した。

##### (二) 問題点

業績に寄与しないのになぜ

今回の事件で最大の疑問となっているのは、この預金が平残ではほとんど業績面には寄与せず、「点数を稼げる可能性は？」(瑞岩副頭取)という

点。十三件のうち九件が集中した六月は同行の創立五十周年の記念月で各種の業務推進キャンペーンも展開されたが、銀行、支店へのメリットもほとんどなく、事件の動機が謎のままだ。

森本元代理は八九年三月に秋葉原支店に着任、同六月に最初の役席となる支店長代理に昇格した(九一年六月二七日虎ノ門支店に転勤)。七六年入行の高卒採用としては「むしろ早い方の昇格」で、人事に不満があったとは考えにくい。

事件の被告訴人(銀行関係者だけ)

|                 | 支店  | 肩書    | 懲戒解雇日    |
|-----------------|-----|-------|----------|
| 東海銀<br>森本 享(38) | 秋葉原 | 支店長代理 | 91年7月28日 |

（三）対応策

「対策チーム」（責任者＝瑞岩成副頭取）を二十六日に発足。調査は、森本元代理が所在不明のため書類によるものと秋葉原支店関係者への聞き取りに限られている。事件の再発防止をめざし、二十九日には取締役会で「業務刷新委員会」（委員長＝伊藤喜一郎頭取）の設置を決めた。

東海銀行事件では、問題の預金証書や質権設定承諾書の作成に当って、支店長印とは別の印鑑を使っていることが報道<sup>1</sup>されている点が注目されたが、その後別の報道<sup>2</sup>では質権設定承諾書は支店長印が押された正規の書類であるとしている。また、

富士銀行をめぐる巨額不正融資事件で、ノンバンクから東京都内の運送会社に融資され、東海銀行に預金された金の一部の百五十億円が、同じ日に富士銀行関係の返済にあてられていたことが六日、関係者の話で明らかになった。融資元のノンバンクも両行にかかわっており、運送会社が富士銀行関係の百五十億円をノンバンクに返済するために東海銀行を「穴埋め役」に利用、借り換えたのではないかと関係者はみている。どの報道<sup>3</sup>があり、両者どのかかわりあいがある問題になっ

ている。

富士、東海事件の端緒と、その中での中村、森本の動きについては、次ページの資料<sup>4</sup>を参照いただきたい。

森本被告の事件へのきっかけについて、ある新聞<sup>5</sup>は、次のように報じている。

森本は新規顧客の開拓を担当していたが、ライバル銀行との激しい預金獲得競争の結果、他の金融機関が融資を渋るようなヤバイ筋に足が向くようになる。そのあげくに不正融資に手を染め始めるようになったという。

なお、最近の記事<sup>6</sup>で、東海銀行不正融資の捜査終了を次のように報じている。

東海銀行秋葉原支店を舞台にした不正融資事件で、東京地検は一日、公認会計士、北見次夫容疑者（四二）を詐欺罪などで起訴するとともに、同支店の元支店長代理、森本享（四〇）、元運送会社副社長、出島道夫（四二）の二被告<sup>7</sup>いずれも公判中<sup>8</sup>をそれぞれ同罪などで追起訴した。富士、東海銀行をめぐる一連の不正融資事件で起訴されたのはこれで計十七人にのぼり、同事件の捜査は終了した。

起訴状によると、北見被告らは九〇年九月、東海銀行秋葉原支店発行の質権設定承諾書を偽造し、都内の

富士・東海事件

不正融資はこうして膨張した!!

(関係者の証言などをもとに作成、㊦は富士銀行赤坂支店関連、㊧は東海銀行秋葉原支店関連)

| 年月日             | 事件の経緯  | 累計不正融資額                    |
|-----------------|--|----------------------------|
| 86年5月<br>87年9月  | ㊦不正融資の主犯・中村稔渉外課長が赤坂支店に着任<br>㊦赤坂の不動産会社・M興産に対して預金証書20億円分を二重発行(不正預金操作の1回目)<br>●中村元課長によるとM興産にはそれまで3回の協力預金を依頼していた。また、自分が着任する前に赤坂支店が倒産した企業の債権をM興産に3回肩代わりしてもらっていたという<br>●20億円の返済期日は88年4月1日だったが返済されず | ㊦20億円                      |
| 89年2月           | ㊦赤坂支店内で30億円の架空預金が発覚<br>●しかし、中村元課長が不正融資先に連絡して、ノンバンクにカネを返済させたため、当時の赤坂支店長は本部に報告せず、中村元課長も処分されなかった<br>●この時点で、不正融資先はS興産、I氏など3ルート、300億円   | ㊦300億円<br>(その後1.2ヶ月は操作を白濁) |
| 89年6月           | ㊦その後、不正融資先となる不動産企画会社Nグループなどと知り合う<br>㊧森本氏、秋葉原支店長代理に昇進。情報処理会社I社に株式運用話を持ちかけられ初めて30億円の不正融資。その直後、千代田区の飲食店経営者にも10億円不正融資  | ㊧30億円                      |
| 89年11月          | ㊦M興産が不正預金操作を清算するための切り札だった青山のマンションを売却。その売却代金をローン返済に充てず、ドイツのアパレルメーカーの買収に充当<br>●中村元課長の証言によれば、「そのことにショックを受け、糸が切れた」という<br>㊦ほぼ同時期にZ社(Nグループ)のH社長から北海道ウラウスリゾート開発の話を持ち込まれる。Z社のメインは富士銀行市ヶ谷支店           |                            |
| 90年初め           | ㊦Z社のH社長を通じて、橋本大蔵大臣秘書の小林典機秘書を紹介される  |                            |
| 90年5月           | ㊦小林秘書の紹介でZ社を通じ、赤坂のてんぷら屋の女性店主や芸能タレントが経営する会社に10億円、8000万円を不正融資<br>㊧荒川区の新聞配送会社、D運輸に対して50億円を不正融資  |                            |
| 90年7月           | ㊦不正融資先の情報処理会社Iグループのゴルフ事業に、東海事件にも登場するD運送を引き込む<br>●中村元課長をD運送の副社長に紹介したのは、I社の副社長で、M興産のグループ会社の元幹部   |                            |
| 90年9月           | ㊧金融ブローカー(現在、タイに逃亡中)が森本支店長代理、D運送副社長に接近。金融ブローカーの関係会社4社に融資開始  |                            |
| 90年12月<br>91年2月 | ㊦中村元課長がD運送副社長に第1回目融資<br>●D運送関連融資は3ヶ月で600億円に  | ㊦1200億円                    |
| 4月              | ㊦東海事件に登場する金融ブローカーの関係の口座に155億円を振り込む   |                            |
| 5月17日           | ㊧金融ブローカーに流れた資金の一部130億円が港区の地上げ屋などに貸し付けられる   | ㊧250億円                     |
| 5月23日           | ㊦ノンバンクの照会により、架空預金が行内的に発覚   | ㊦2600億円                    |
| 6月              | ㊧D運送に150億円を不正融資(金融ブローカーらが引き出し、持ち逃げ?)、他にも不正融資乱発   |                            |
| 7月25日           | ㊦架空預金事件が対外的にも表面化<br>㊧富士事件の表面化で秋葉原支店の架空預金が行内的に発覚。森本支店長代理は逃亡   | ㊧630億円                     |

ノンバンクから約五十億円をだまし取った。

- (一) 日本経済新聞、一九九一・七・二八。
- (二) 朝日新聞、一九九一・八・七。
- (三) 朝日新聞、一九九一・八・七。
- (四) 「富士銀行「構造汚染」の深淵」（伊藤哲記者）『金融ビジネス』東洋経済新報社、一九九一年十月号、一九ページ。
- (五) 日刊ゲンダイ、一九九一・八・一四。
- (六) 日本経済新聞、一九九三・一〇・二。

## 五 旧埼玉銀行の事例

### (一) 事件の概要

事件は旧埼玉銀東京営業部の外山和生元次長と取引先の渋谷区にあるA社（自動車販売、ゴルフ場開発業）、新宿区のB社（不動産業）が共謀して九一年一月から三月にかけて行われた。元次長がA・B社の質権設定承諾書四枚を偽造、ノンバンク四社から八十億円を取引先企業A社とB社に融資させていた。協和埼玉銀は、七月二十六日に元次長とA社の代表者、B者の代表者を「私文書偽造及び同行使」の罪状で東京地検へ告訴した。

七月二十五日に同行は元次長の依願退職を懲戒免職に切り替えた。

### (二) 問題点

三か月で四回引出し

この事件の直接の原因は、次長というホストを利用して、証書発行の事務手続きの盲点を利用したこと。通常は、取引先の預金通帳をもとに質権設定承諾書（以下質権承諾書）を作成したあと営業部長が質権承諾書に押印することになっている。

今回は預金通帳なしで質権承諾書を偽造。取引先企業はこれをもとにノンバンクから融資を受けて同行に預金する。元次長は預金通帳を作成してノンバンクへわたすとともに、取引先企業が支払い伝票で預金をすぐに引き出した。

問題は質権承諾書の営業部長印が役席以上であれば押せたこと、通帳なしで預金がおろせたこと。現在の協和埼玉銀の規程では、伝票での預金引き出しはできない。計八十億円にのぼる預金通帳の発行・引き出しが三か月間で四回にわたって行われても、他の行員が疑わなかったことも犯罪が四月まで分からなかった理由としてあげられる。

事件の被告訴人（銀行関係者だけ）

|                   | 支店    | 肩書 | 懲戒解雇日    |
|-------------------|-------|----|----------|
| 協和埼玉銀<br>外山和生(41) | 東京営業部 | 次長 | 91年3月31日 |

(三) 対応策

岩井副頭取を委員長とする「事故発生防止委員会」を設置する。幹部を含めた行員への指導、教育を徹底。

七月二十六日付で、東京営業部長の門田三郎取締役を異動。橋本好央取締役・資金証券副本部長が就いた。七月二十五日の夜に翌日の十時に予定していた定例取締役会を一時早めるなど変更。取締役会で事件の説明を行った。十七時からは全国の営業店長を地域別に招集。役員が駆けつけて事件の説明と顧客に対する対応などを徹底した。

旧埼玉事件については、富士・東海事件に比べて金額もやや少ない(それでも八〇億である)せいか、あまり知られていない。また、外山容疑者が事件発覚時すでに退職していた点も他のケースと異なっている。また、発覚も、やや遅れている。それで、当時の報道をここに再録しておこう。

旧埼玉銀元次長を逮捕

協和埼玉銀行の旧埼玉銀行元幹部行員が取引先に架空の質権設定承諾書を発行してノンバンクから巨額の不正融資をさせていた事件を捜査していた東京地検特捜部は五日、約四十億円をだまし取ったとして旧埼玉銀元東京営業

部次長、外山和生容疑者(四一) 埼玉県狭山市三ツ木IIを詐欺、有印私文書偽造、同行使の疑いで逮捕、関係箇所を家宅捜索した。

四十億円不正に融資

―質権設定承諾書を偽造

調べによると、外山容疑者は今年(平成三年)一月下旬、融資を担当していた自動車販売・ゴルフ場開発業者(東京都渋谷区)名義で東京・麴町の金融業者から金をだまし取ることを計画。実際には定期預金がないのに担保預金二十億円があるかのように装って埼玉銀行東京営業部名の「質権設定承諾書」一通を偽造し、これを基にこの金融業者から十九億七千万円余りの融資を受け、だまし取ったのをはじめ、同二月下旬にも同様の方法で東京・西新宿の金融業者からも作成したにせの二十億円の質権設定承諾書を基に十九億七千万円余りの融資を引き出し、計三十九億四千万円余りをだまし取った疑い。

外山容疑者は不正に融資させた金をいったん同行に定期預金させ、形式を整えた上でただちに解約、全額を引き出していたとみられている。

これまでの調べで、埼玉銀では、預金に質権を設定した場合、勝手に預金を引き出せないようにコンピュータに登録するシステムになっているが、外山容疑者は

コンピュータ登録をしていなかったという。

外山容疑者は昭和四十九年入行。麴町支店などに勤務。四月末にノンバンクからの問い合わせで、事件が発覚、外山容疑者はすでに依願退職していたが、協和埼玉銀は七月、三月にさかのぼって懲戒解雇処分になっていた。

実績は八〇億円も

「取引先維持したくて」外山容疑者

大手都市銀行の幹部行員らによる一連の不正融資事件のうち旧埼玉銀行（現協和埼玉銀行）の元東京営業部長、外山和生容疑者（四一）が五日、東京地検特捜部に逮捕された。質権設定承諾書を偽造して、これを担保にノンバンクから融資を引き出す手口。ほぼ同様の方法で、富士銀行や東海銀行の元幹部行員らも不正融資に加担している。両行の事件については警視庁が捜査を進めているが、銀行員のモラルが改めて問われそうだ。

特捜部の調べによると、旧埼玉銀行を舞台にした不正融資が始まったのは、平成二年十一月。取引先の自動車販売・ゴルフ場開発業者の事業資金二十億円をノンバンクから調達する際、実際には預金がないのに担保預金があるように見せかけるため質権設定承諾書を偽造。これをきっかけに、資金の返済のため雪だるま式に不正取引を拡大させ、最終的にはノンバンク六社から計百九十億

円を引き出していた。今回、特捜部が立件したのは四十億円だが、実際には八十億円の実損が生じており、残りの不正融資についても詰め捜査を行う方針。

外山容疑者は一連の不正融資で、ノンバンクから調達した資金を自行に協力預金させているため、行内では成績抜群の営業マンとして評価されていた。外山容疑者は一連の不正融資の発覚を恐れ、不正融資先の会社の資金繰りが苦しくなると、自分名義でノンバンクから多い時には数億円の借り入れをおこし、取引先の借金返済や利子の支払いにあてていた。

不正が発覚した際、内部調査に対し、外山容疑者は「取引先を失いたくなかったので、自分の方から不正操作を持ちかけた」と話したという。

協和埼玉銀の事件とは別に、富士銀行では元赤坂支店渉外課長（三八）が約二千六百億円、東海銀行でも元秋葉原支店長代理（三八）が六百三十億円の不正融資にそれぞれ関わっていたことが発覚している。三行の事件に共通しているのは、事件に加担した銀行側の行員がいずれも「次長」「課長」「支店長代理」といった営業部や支店の幹部行員だった点。

決済印を使つての証書偽造など、幹部行員でなければできず「（外山容疑者は）次長という立場もあり、疑問には思わなかった」（協和埼玉銀首脳）と銀行にとって

は盲点となった形だ。

また、翌日の記事<sup>2</sup>「後掲」では、

富士銀事件と関連も「旧埼玉銀事件の外山容疑者」発覚前に知っていた」

と報じているが、富士銀事件と直接のかかわりはないにしても、偽造の質権設定承諾書を使う手口が一部金融ブローカーの間で知られつつあることを示している点に注目される。

旧埼玉銀行（現協和埼玉銀行）の元東京営業部次長、外山和生容疑者（四一）<sup>1</sup>「詐欺などの疑いで東京地検特捜部が逮捕」による不正融資事件で、外山容疑者が今年四月に不正が発覚した直後、協和埼玉銀の内部調査に対し、富士銀行での不正融資事件の手口について克明に話していたことが五日、関係者の証言でわかった。

富士銀行赤坂支店の元幹部行員による不正が発覚したのは七月になってからで、外山容疑者は事前にその事実を知っていたことになる。大手都市銀行の元幹部行員らによる一連の不正融資事件のうち、富士銀行と東海銀行の事件については、同一の金融ブローカーが関与していたことがすでに明らかになっている。協和埼玉銀と富士銀の事件にも何らかの接点があった可能性があるとみ

て、捜査当局も関心を寄せている模様だ。

特捜部の調べによると、外山容疑者は今年一月下旬から二月下旬にかけ、偽の質権設定承諾書を使って、取引先の自動車販売会社「フェデコ」（東京都渋谷区）名義でノンバンクから計約四十億円を不正に融資させていた。四月初め、ノンバンクからの問い合わせで外山容疑者の不正が発覚した。

関係者の話によると、不正発覚直後に協和埼玉銀の内部調査を受けた際、外山容疑者は「富士銀の方がケタはずれに多い不正融資をやっている」などと話し、富士銀の元赤坂支店幹部行員が預金証書をどこの企業に発行したかなど、事件の内容を詳細に述べたという。

一方、外山容疑者は旧埼玉銀を三月末に退職後、質権設定承諾書を使って約四十億円の架空融資先にしていた新宿区内の不動産会社（今年七月に倒産）を連絡先にして、銀行員時代の顧客に「土地を買ってくれないか」などともちかけていたことがわかった。特捜部は、この不動産会社が事件に深くかかわっていたとみて、調べを急いでいる。

(一) 日本経済新聞、一九九一・九・五（夕刊）

(二) 日本経済新聞、一九九一・九・六

（はしもと・みつのり／経営学部助教授）